



篠栗町告示第26号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、次のように本町の字の区域を変更し、町の区域を設定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年3月13日

篠栗町長 三 浦 正



1 変更する字の区域

別図1に示すとおり。

2 設定する町（丁目）の区域

別図2に示すとおり。

3 字の区域の変更及び町（丁目）の区域の設定の効力発生の日

（1）別図2中、尾仲一丁目、尾仲二丁目及び尾仲三丁目については、
令和7年11月1日

（2）別図2中、尾仲四丁目、尾仲五丁目、尾仲六丁目、尾仲七丁目及び
尾仲八丁目については、令和8年11月7日

別図1



